

報告第 3 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 0 月 1 3 日提出

宇治市長 山 本 正

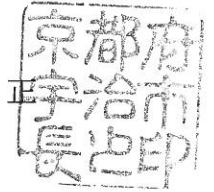
専 決 処 分 書

専決第13号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月14日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 14,850円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

専 決 処 分 書

専決第14号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月25日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 38,500円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名